

令和3年4月から

医療費の自己負担額が一定額を超えた月が、年2か月以上ある場合

山梨県
【患者様向け】

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスの

感染に起因する**肝がん・重度肝硬変**の

入院・*通院医療費の助成が受けられます

*通院は肝がんの分子標的薬を用いた化学療法

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院または通院治療を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下（裏面参照）
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける
- 医療費の自己負担額が一定額を超えた月が、年2か月以上ある
- 都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院または通院している

利用の流れ



①入院または通院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で**医療記録票**を受け取って下さい

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に**臨床調査個人票（診断書）**を記載してもらった上で、**同意書**に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院または通院する度に、指定医療機関で**医療記録票**に入院または通院の記録をしてもらって下さい

臨床調査個人票や同意書、医療記録票(※)などを添えて都道府県に申請して、**参加者証**を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院または通院して**自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に2月以上**あるときに、3月目から**自己負担額が月1万円**となるように助成を受けることができます

※ 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が2月以上あることが記載された医療記録票が必要です。

詳しくは以下の担当までお問い合わせください

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」

(肝ナビ)から、全国の指定医療機関を検索できます。



山梨県感染症対策センター 感染症対策企画グループ
感染症対策推進担当 (TEL:055-223-1505)
または最寄りの保健所の地域保健課へ
□中北保健所 (TEL:0551-23-3074) □ 峡東保健所 (TEL:0553-20-2752)
□ 峡南保健所 (TEL:0556-22-8158) □ 富士東部保健所 (TEL:0555-24-9035)
□ 甲府市健康支援センター (TEL:055-237-8952)

○助成対象者の適用区分・所得区分

次のいずれかに該当しなければなりません。

年齢区分	(限度額適用認定証等における適用区分・所得区分)
70歳未満	[適用区分工] 年収約370万円未満 健保: 標報26万円以下 国保: 旧ただし書き所得210万円以下
	[適用区分才] 住民税非課税者
70歳以上 75歳未満	[一般] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)
75歳以上	[一般] 年収約156万～約370万円未満 標報26万円以下 課税所得145万円未満等
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)

○必要申請書類 (共通)

この他にも年齢や所得、健康保険の種類によっては、必要な書類があります。詳しくは病院や保健所の担当者にご確認ください。

新規申請	更新申請
<ul style="list-style-type: none"> ・臨床調査個人票等 ・被保険者証(写) ・限度額適用認定証等(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者証(写) ・被保険者証(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写)

○対象医療

肝がん・硬変入院医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料、入院料その他当該医療に係る入重度肝院・通院医療で保険適用となっているもの(当該医療と無関係な医療を除く。)

通院による分子標的薬を用いた化学療法

肝がん対象医療の例：

通院: 分子標的薬を用いた化学療法

手術: 肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等

薬剤等: 化学療法剤(ミリプラチン、ソラフェニブ等)、鎮痛薬(モルヒネ等)

重度肝硬変(非代償性肝硬変)対象医療の例：

手術: 食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道静脈瘤結紮術等

薬剤等: 肝性浮腫・腹水、難治性腹水等の病名があり、トルバプタン等を使用している場合

肝性脳症の病名があり、慢性肝障害時における脳症の改善の効能効果を有する

薬剤を使用した場合